

## 2. 松阪第二清掃工場の変更

変更理由 施設の老朽化に伴う施設更新の必要性から平成27年4月に松阪市クリーンセンターが建設され、従来からの焼却処理に加え、粗大ごみ（燃えないごみ）の処理も可能となることから、「ごみ焼却場」としての決定を廃止し、「ごみ処理場」として都市計画決定に追加します。



- ①都市施設の分類としての「ごみ焼却場」を「ごみ処理場」へ変更します。
- ②松阪第二清掃工場を松阪市クリーンセンターへ名称変更します。
- ③区域を変更します。約5.1haから約5.5haへ増。
- ④処理する物の位置づけを変更します。

変更前	焼却施設	200 t/日
変更後	焼却施設 粗大ごみ処理施設	200 t/日 26 t/日